（独立行政法人原子力安全基盤機構に関する省令の一部改正）

第二十七条　独立行政法人原子力安全基盤機構に関する省令（平成十五年経済産業省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第五条及び第七条中「経済産業省」を「原子力規制委員会」に改める。

第十五条中「経済産業省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第十六条を削る。

（電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令の一部改正）

第二十八条　電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（平成十五年経済産業省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業省令」を「主務省令」に、「経済産業大臣」を「経済産業大臣及び原子力規制委員会」に改める。

第三条第六号中「各項」を削る。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令の一部改正）

第二十九条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（平成十五年経済産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第二条中「第六十一条の二十四第一項」を「第六十一条の二十四」に改め、同条第五号中「第百四条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第三条第六号中「第百四条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第七号中「第六十一条の二十四第二項」を「第六十一条の二十四」に改める。

第四条第五号中「第百四条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第七号中「第六十一条の二十四第二項」を「第六十一条の二十四」に改める。

第四条の二第四号中「第百四条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第五条中「第六十一条の二十五第一項」を「第六十一条の二十五」に改め、同条第四号中「第百四条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第六条中「第六十一条の二十六第一項」を「第六十一条の二十六」に改め、同条第四号中「第百四条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

様式第一から様式第三まで中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式第四中「文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は」を「原子力規制委員会、文部科学大臣、国土交通大臣又は」に、「（文部科学大臣、経済産業大臣」を「（原子力規制委員会」に、「区分（核原料物質使用者、」を「区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者については原子力規制委員会、」に、「、第64条第3項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣」を「文部科学大臣」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律（文部科学大臣にあつては第23条第1項第3号及び第5号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第28条の2第1項の規定並びに第55条の3第1項の規定、国土交通大臣にあつては実用舶用原子炉及びその附属施設に係る第28条の2第1項の規定）」を「原子力規制委員会は、この法律」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第1項」を「原子力規制委員会は、第1項」に、「文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第65条」を「原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第65条」に、「第1項から第3項まで（国土交通大臣にあつては、第1項）」を「第27号の2から第27号の4まで、第28号」に改める。

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

第三十条　鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

様式第十四第二号第一面中「原子力安全・保安院」を「経済産業省」に改め、同号第二面を次のように改める。

←4センチメートル→

↑5センチメートル↓

写　真

経済産業省印

様式第十四第二号第四面中「本証票は、鉱務監督官たる身分を失ったときは、直ちに、所属産業保安監督部長（産業保安監督部の支部に所属する場合にあっては支部長）を経由して、原子力安全・保安院長に返納」を「鉱務監督官たる身分を失ったときは、直ちに本証票を、本省の鉱務監督官にあっては商務流通保安審議官に、産業保安監督部の鉱務監督官にあっては所属産業保安監督部長（産業保安監督部の支部に所属する場合にあっては支部長）を経由して商務流通保安審議官に、那覇産業保安監督事務所の鉱務監督官にあっては那覇産業保安監督事務所長を経由して商務流通保安審議官に提出」に、「速やかに事由を具し、所属産業保安監督部長を経由して、原子力安全・保安院長」を「直ちに事由を付してその旨を、本省の鉱務監督官にあっては商務流通保安審議官に、産業保安監督部の鉱務監督官にあっては所属産業保安監督部長（産業保安監督部の支部に所属する場合にあっては支部長）を経由して、那覇産業保安監督事務所の鉱務監督官にあっては那覇産業保安監督事務所長を経由して、商務流通保安審議官」に改める。

（経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三十一条　経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の項を削る。

別表第二核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の項を削る。

別表第五核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府令第一号）の項、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）の項、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の項、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の項、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）の項、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）の項、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の項、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の項及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）の項を削る。